

平成30年3月28日

第3回世田谷区地域包括支援センター
運営協議会
(要約版)

午後 7 時開会

○介護予防・地域支援課長 世田谷区地域包括支援センター運営協議会を開会する。

本日は委員 2 名が欠席である。出席委員 17 名、欠席委員 2 名で、委員の過半数が出席している。

○会長 本日は年度末の大変忙しい中、御参集いただき感謝する。

議事に入る前に資料の確認をする。

○介護予防・地域支援課長 資料の確認をする。

(資料確認)

○会長 議事に入る。

本日は報告案件が 5 件ある。

議事の案件 1 と 2 について事務局から説明願う。

○高齢福祉課長 案件 1、第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について説明する。

資料 No. 1 をごらん願いたい。

昨年 11 月の地域保健福祉審議会から答申をいただき、前回の運営協議会で報告させていただいた。本年 1 月に計画案を取りまとめたので報告する。

別紙 1 は計画案の概要版である。計画案の構成に合わせて概要を作成している。右下の計画目標 3 の計画目標の図は、計画目標が 7 つあり、相互に関連していることをあらわしている。

裏面に施策の体系を記載している。答申の段階から変更はない。

別紙 1 の参考資料は第 6 期の計画から第 7 期の計画案への施策の流れを記載している。第 6 期と第 7 期では施策の体系に変更があるため、矢印で第 7 期での変更を示している。

別紙 2 は計画案である。主要な部分と、前回報告した答申から計画案にするに当たり新たに加えた部分を中心に説明する。

29 ページは第 3 章、計画の基本的な考え方についての記載である。

30 ページ以降に記載の基本理念は第 6 期からの変更はない。

35 ページは世田谷区における地域包括ケアシステムのイメージ図である。高齢者の部分を中心に描いたものである。本日配付した案には記載がないが、今後、計画書にしていく段階で図の左下の空白部分を使用して居住支援協議会を加えていく。

39 ページからが第 4 章、施策の取り組みで、42 ページ以降に詳細に記載している。

44ページの上に表組みがある。答申にはなかったが、計画数値、数値目標を設定できるものは、このような形で数値を記載している。

48ページは、計画を理解しやすくするために計画（案）に掲載した11のコラムの1つである。

50ページの真ん中から下あたりは(1)相談支援・情報提供の充実で、あんしんすこやかセンターについて記載した。

52ページに地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進について記載した。

89ページに7、介護保険制度の円滑な運営について記載した。答申の段階では見込み量の推計、保険料設定等ができていなかったのもので、その記載を加えた。サービス見込み量等も踏まえて100ページに第7期の保険料段階と保険料を記載した。第6段階が基準月額、基準保険料となる。第7期は6450円で、保険料段階を1つふやして全部で17段階とした。

129ページに第7章、資料編を掲載した。計画策定に当たり基礎資料として第7章にまとめた。

139ページから143ページにかけて日常生活圏域ごとの状況のデータを掲載した。

148ページ以降に用語の解説を掲載した。

163ページ以降は、世田谷区介護施設等整備計画（案）として、第7期の計画に合わせて計画した施設系の介護サービスについてまとめたものを記載したので、後ほどごらん願いたい。

4月以降、確定した計画の冊子を順次配付する。

○介護予防・地域支援課長 案件2、世田谷区地域包括支援センター運営方針の改正について説明する。

本日差しかえた資料No. 2をごらん願いたい。

1、主旨は、地域包括支援センター運営方針については、介護保険法の規定に基づき平成27年度より定めたものを現在も施行している。第7期の世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に基づき当該運営方針を改正する。

2、改正内容は、改正部分をかいつまんで2ページ以降を説明する。

まず、2ページの冒頭の(3)は、「区における地域包括ケアシステムの構築に向けた考え方」という表題にした。

次に、(3)の②生きがいつくりへの支援は、下線のとおり、「生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会を推進します」に変更した。また、下段の(4)地域包括ケアシステ

ムの構築は、新たに項目を設けて相談支援体制の充実、地域包括ケアシステムの基盤整備として、この間、区で取り組んできた、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備や三者連携の取り組み、あんしんすこやかセンターにおける地域包括ケアシステムの基盤整備に向けた相談支援体制づくりや地域ネットワークづくりなどの取り組みについて加筆した。

3 ページの 4、センターの基本方針は変更はないが、次の 5、運営方針については、(1)包括的支援事業の取組みの④で、自立支援の次に重度化防止として、国の 7 期の方針や世田谷区の 7 期計画の方針に関する文言を加筆した。

4 ページは、(3)福祉の相談窓口の充実で、地域包括ケアシステムの構築と内容が整合するように福祉の相談窓口の取り組みについて加筆した。4 ページの一番下の(7)地区包括ケア会議（地域ケア会議）の活用は、続けて 5 ページの上段になるが、「また」以降、地区で把握した地域課題は三者連携会議へ提起すること、地区の課題について可能なものは地区内で解決につなげること、地区で解決できない課題は地域版の地域ケア会議で地域課題を抽出し、課題解決に向けた検討を行うとともに、地域でも解決できない課題は全区版地域ケア会議に提起し、全区で取り組むべき課題解決に向けた検討を行うことを加筆した。

表紙に記載があるが、改正後の運営方針は平成30年4月1日から施行する予定である。

○会長 質問、意見等はあるか。

○委員 別紙 2、42 ページについて歯科に関係しているので意見を述べる。

口腔機能の維持向上で重要なことが多数書いてあるが、医療費が増加し、大半を高齢者の医療費が占めており、今後もかさむことは明白である。介護給付も総費用も医療費も同様に膨らんでいくのが現実であるが、口腔ケアがきちんとできるとかなり医療費が削減できることも判明している。

在宅になる前、重くなる前、要介護になる前にその部分で救えればかなり違ってくると思うが、歯科の場合うまくいっていない。例えば、すこやか歯科検診も書いてあるが、平成28年度が全体で1件、平成29年度が5件で、玉川地区で6件しかない。努力もしているが、なかなかそこがうまくいかない。2年間で6件で検診と言えるのか。

平成30年度は、またいろいろと方針を考えているとのことであるが、うまく持っていける方法を歯科医師会等とも一緒に考えていかないと、第7期は歯科に関しては推進できないと思っている。

○介護予防・地域支援課長 すこやか歯科検診は、当初、認知機能が少し低下してきた方が早目に口腔ケアを受けられる体制を確保する目的でスタートしたが、それだけではなく、年齢が高い高齢者には口腔ケアを一度は必ず受けていただき、かかりつけの歯科医ともつながっていただく趣旨で、平成29年度に対象範囲を広げて実施した。

ただ、啓発が不十分な点があると所管としても考えているので、先生方に御協力いただくとともに、先日も講演会を歯科医師会で開催していただいて啓発しているが、引き続き普及啓発に御協力いただく必要があると考えている。あわせて、介護が必要になった方についても口腔ケア、低栄養の予防が非常に重要になってくるので、地域の口腔ケアの取り組みの実態把握も行いながら、啓発も並行して進めていく必要があると認識している。

○委員 資料No. 2、5の(7)地区包括ケア会議（地域ケア会議）の活用についてであるが、我々はケアマネジャーとして地域ケア会議の活用は非常に重要な意味を持っていると思うが、該当するケースがあった場合、あんしんすこやかセンターや保健福祉課に相談して、必要なケースに関しては地域ケア会議を開催する運びになると思う。ただし、次年度もそうなのかもしれないが、あんしんすこやかセンターで実施する件数について若干ノルマがあるようなことも聞いている。実際、ケアマネジャーに対しても、年度末になって地域ケア会議を開催しないかという呼びかけもあり、そもそもノルマという部分が地域ケア会議のニーズに合っているのか疑問である。本来的には困難ケースや地域課題があつての開催が望ましいし、ノルマを課すことになると、ケアマネジャーから地域ケア会議が上がりにくい状況が生じるのではないかと懸念する。

ケアマネにしてみると、恐らく地域ケア会議を開くということになると、担当者会議とは別に関係機関への呼びかけ等、プラスアルファの業務を忙しい中で行うことになる。ケアマネにとって有益な部分や得るものがあれば地域ケア会議をどんどん開催する流れになると思うが、なかなか浸透していない現状と、ケアマネにしてみると、開催や相談のタイミングがいまだに理解できない部分がある。逆に言うと、ケアマネジャーが開いたところで、今現在どのように実施していて、ケアマネにとってどのような形でプラスアルファになるのかという部分があるのと、もっとケアマネとして活用しようと思うかという部分が、まだ浸透していないのかなというところのノルマもあると感じる。

また、地区版で開いたもので解決できない部分は地域または全区という形に三層構造で上がっていくと聞いているが、逆に、何が区全体の地域ケア会議で話し合われたかがわかれば、ケアマネとしても、相談していい案件や、相談した結果フィードバックできるもの

が判明すれば、ケアマネとして地域ケア会議の開催についてもう少し相談しやすくなると思う。今、どのような形で地域ケア会議が行われていて、地域版、全区版として話し合われているのか、今後それをどのようにフィードバックしていくのかがわかればお教え願いたい。

○介護予防・地域支援課長 地域ケア会議、特に、あんしんすこやかセンターが主催する地区包括ケア会議については、例年発行している、あんすこの風の実績報告に年度のまとめを掲載している。平成28年度実績では全地域合計で616回の会議が開催されている。

あんしんすこやかセンターからは大まかな会議の内容、出席者を実績報告として上げていただいた。状況としては、個別ケースの支援会議、支援内容等の検討を通じて地域の課題を把握する会議が約300件で全体の半数を占め、地域づくりや地域資源の開発のため、提案等についての会議も残りの半分程度を占めている。

今年度の実績についてはまとまっていないが、今年度から個別会議の中に介護予防ケアマネジメントの強化を目的として重度化予防、介護予防につながる個別事例を通じた会議を各あんしんすこやかセンターに実施していただくことになっており、各地区1回はテーマを挙げて実施していただくようお願いしている。

参加者はテーマによって異なるが、特に地域のネットワークづくり、個別事例の検討を通して課題を抽出する会議は多様な方に参加いただいております、全体で延べ9000人からの方が参加しているが、最も多い3分の1をケアマネジャーが占めていて、地域のケアマネジャーに協力いただいていることが実績を見てもうかがわれる。

○介護保険課長 特に、今回の三層の地域ケア会議の中で、地区版、地域版のところでは地区からの課題から地域の課題という形になって、さらにそれが全区版と地域ケア会議になると、全区で取り組むべき課題を検討するというふうになっていく。全区版の地域ケア会議は地域保健福祉審議会が位置づけられていて、そこで全体で取り組むべきこと、政策に結びつけていくような具体的な検討をしていくということで、最終的に全区版のところで地域課題の解決に向けた検討をしていく。

全区版の地域ケア会議については、7月ごろ開催予定の次回の審議会で、第1回の形で、具体的に地区、地域から上がってきた課題を取り上げて、解決に向けた検討を予定している。そこで検討して出てきた検討の中身については広く情報の提供をしていくことがあるし、ホームページや一般の区民だけではなく、ケアマネジャー連絡会にも検討の状況や課題については、研修等の機会にフィードバックしたい。

○高齢福祉部長 37ページに記載があるが、世田谷区は地区、地域、全区という三層でいろいろな取り組みを実施している。地域ケア会議についても三層で実施する形になっている。今るる説明させていただいたことは、この図を見るとわかりやすい。

ことしの7月に全区版を実施すると申し上げたが、昨年11月の審議会においてプレ全区版地域ケア会議を実施し、各地域から出てきた課題も共有させていただいて、進め方を11月の審議会で審議した。それが全体的にフィードバックできていないということだと思うので、今後、フィードバックして実施することを常にブラッシュアップしていく形で取り組まなければいけない。

○委員 ケアマネジャーとしてはイメージしにくいのが本音だと思う。挙がっている事柄や相談したらよい内容がわかりやすくなるといいと思うので、ぜひともフィードバックをお願いしたいことと、逆に、地域ケア会議を開いて、これは自立支援に資するもので、ケアプランができていくかどうかという当然のところでの地域ケア会議はあるかと思うが、ケアマネジャーとしては何が得られるかが重要になってくる。

埼玉式の地域ケア会議も、要介護認定者数が下がる部分もあるかもしれないが、ケアマネとしては保健福祉課でどのようなアドバイスをもらえるのか、ネットワークを組んでチームケアという形で一緒に動いてくれるのかということ、ケアマネとしては望んでいる部分が大変多いと思う。逆に、地域ケア会議に行くと、ちょっとやられて帰ってきてしまったということになると今後進みにくい部分もある。

○会長 比較的新しい取り組みで、区もマニュアル等も作成して普及啓発に努めるとのことなので、ぜひ新しい年度はさまざまなお声かけ等をしてしながら、特にケアマネジャーに全体の仕組みも知っていただきながら積極的に参加してもらえるシステムにしてほしい。

1件伺いたいですが、世田谷区の標準保険料は月額6450円で第6期よりもかなり上がっており、他区がかかっている関係で、別のところで目にしたものより高い印象がある。1000円台のところを何件か見たが、この金額は他の自治体と比較して高いのか。

○介護保険課長 今の保険料は資料No. 1、別紙2の100ページを指していると思うが、こちらが第1号被保険者の来期の保険料の各段階別の金額になる。よく言われる介護保険料は、6段階目にある基準額6450円である。確かに今、話があったように、金額としては高いほうの部類に世田谷区は入っている。

理由はさまざまあるが、この保険料は予測される保険の給付の額を賄うということなの

で、予測される給付の額が多くなれば、その分保険料はふえる。このあたりは世田谷区の場合、いろいろな施設の整備、特養ホームの整備をしてきていること等もあるので、サービスが多くなってきていることと、後期高齢者の割合が多いということで、後期高齢者になると認定を受ける割合も半数以上になり、サービスを使う方がふえるため全体に給付が多く、そこに充てるべき保険料が高目になる傾向はあると思う。

世田谷区はこれを何とか避けるため、保険料の所得に応じた段階であるが、一番下のところに17段階を新設し、この間、積み上げてきた基金も投入して、できるだけ金額を下げる努力をして、この金額になっている。今後も介護予防等の取り組みをして、給付が下がっていくことになれば、次の段階で全体に高齢者がふえる傾向を抑える努力も必要になる。

○高齢福祉部長 23区で言うと、どのような状況かと言いながらそれぞれ条例改正しているが、介護保険課で探り合いをしている中では上から4番目ぐらいである。サービスを充実すると、今、説明させていただいたように上がっていく。約1割の上昇になっているので、低所得者対策もしっかり取り組みながら実施したい。6月の発布のときには、また多数電話を頂戴することになると思うが、できるだけ下げようとして今後さらに努めていきたい。

○会長 案件3と4について事務局から説明願う。

○介護予防・地域支援課長 案件3、あんしんすこやかセンターの職員配置基準について説明する。

資料No. 3をごらん願いたい。世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の説明である。

1、主旨は、この間、区の新規拡充事業や高齢者人口の増等によるあんしんすこやかセンターの業務量の増加等を踏まえた職員配置基準とするため、世田谷区で定めている包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正したので報告する。

2、あんしんすこやかセンターの職員配置については、まず、(1)職員配置については、平成27年3月に介護保険法に基づき制定した条例に規定する職種と人員を配置する。また、(2)平成28年7月から全地区で実施している地域包括ケアの地区展開での福祉の相談窓口の運営のため、運営法人との契約において、先ほどの(1)の条例の基準に加えて、さらに常勤換算1.2人以上の職員を配置していただいている。

3、地域包括支援センター包括的支援事業の業務経過は、冒頭の趣旨でも説明したとお

り、この間、介護保険の法に定める包括的支援事業に加え、条例を平成27年4月以降に施行した後、さまざまな事業の新規等の拡充、拡大が図られている。

(2)の①もの忘れ相談会など認知症に関連する事業、②医療と介護の連携の推進に関する事業、③地域ケア会議等による包括的継続的ケアマネジメント支援あるいは地域ネットワークづくり等の充実、④介護保険制度改正への対応として、評価の義務づけや家族支援のための土日休日等の相談体制の確保に関する事、⑤高齢者人口増による相談の増加や見守り対象の増加、虐待、成年後見等の権利擁護業務、認知症グループホームなどの地域密着型サービスの運営推進会議への出席などの業務がこの間増加した。

2 ページは条例の改正内容である。

①として、業務の拡充量を踏まえ、各あんしんすこやかセンターの配置基準に1人分の人員配置を追加する。②として、高齢者人口の多い地区に対応するため、高齢者人口規模に応じた職員配置の区分におおむね1万2000人以上の区分を新たに設ける。当該区分での配置増については、スケールメリットがあることを踏まえて0.5人分の増とする。なお、1万2000人以上の区分の地区は烏山地区が該当する。

その下に一覧表で現行の高齢者人口の区分及び条例上の職員配置基準、矢印の下で、変更案として条例改正後の高齢者人口の区分と条例上の配置基準について一覧で示した。なお、ここで言う3職種3人とは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師、看護師等の3人で、追加職員については、今現在、例えばおおむね3000人以上6000人の2番目の区分については、先ほどの3職種3人の職員に加え、現在は追加で1人加えていただくこととしているが、変更案の後は追加で2人加えていただく基準となっている。

また、おおむね1万2000人以上の一番下に書いてある、最も多い規模の区分については3職種3人に加えて追加4人という計算になる。

なお、変更案の下に米印で追加職員の考え方について記載したが、例えば、先ほどの3000人以上6000人未満の場合の地区については、1人は3職種またはケアマネジャーでお願いし、以降それぞれの区分ごとに配置が1人ずつふえていく計算になり、上位の区分では、4人のうちの3人は3職種またはケアマネジャーをお願いをしたい。

各区分の追加職員の要件あるいは新旧対照表については、最後のページに新旧対照表をつけており、先ほどの区分と配置する人数をそれぞれ追加した。配置する人数の職員の資格の考え方は備考欄に記載したので、後ほどごらん願いたい。

2 ページにお戻り願いたい。

6、施行予定日は、この条例については区議会で議決をいただき、決定しているが、現在あんしんすこやかセンターの運営事業者について、公募型のプロポーザルにより選定を今後始めるので、プロポーザルによる新体制が決定した平成31年4月1日から施行する。

なお、7、参考として、今回の条例改正については、介護保険法に基づく従来のあんしんすこやかセンター業務の増加に伴う対応として行うものであり、先ほど2の(2)で説明した地域包括ケアの地区展開以外の部分の相談等に関する業務については、平成32年4月に向けて全般的な機能や体制の検討を行う中で対応についても整理したい。

3ページの参考資料では、現在のあんしんすこやかセンターの状況を地区ごとに示させていただいている。左から総人口、65歳以上人口、現行の条例配置基準、改正後の条例配置基準での職員数、一番右の備考欄については、まちづくりセンター等の建物との一体整備の時期について記載している。

白抜きの空欄の箇所は既に一体整備が終了しており、平成30年度、平成31年度、平成32年度にそれぞれ一体整備を行う予定の地区については予定年度の記載をしている。

なお、下から2段目に二子玉川を記載したが、平成31年度の開設を予定しており、用賀から区分されて新たな地区ができる予定である。

引き続き、案件4、平成30年度もの忘れチェック相談会事業の拡充について説明する。
資料No.4をごらん願いたい。

もの忘れチェック相談会事業の拡充については、1、主旨は、もの忘れチェック相談会は平成24年度に開始して、この間、地域包括ケアの地区展開に伴い、より身近な地区で相談が利用いただけるよう、平成28年度から実施方法を一部見直し、地区での実施等を試行している。平成30年度は事業範囲を拡大し、事業の充実、効率的運営を図りたい。

2、事業目的は、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症が疑われる高齢者が早期に医師と相談できる機会をつくることで、認知症の早期発見や医療による早期対応を図るものである。対象者は、区内在住の認知症が疑われる高齢者及びその家族で、御家族のみの相談も可能な事業となっている。

4、実施内容は、(1)の従来型、各総合支所の会場を使用して医師が個別に相談を実施する。(2)の啓発型は、啓発のための医師の講話を60分程度実施した後、認知症の自己チェックを行い、希望者を対象に、あんしんすこやかセンター職員が相談ブースで短時間の相談会を行う。(3)の地区型は、あんしんすこやかセンターを会場として医師が個別に相談を実施するものである。

5、平成29年度実績については、次のページに従来型、啓発型、地区型それぞれの実績が記載してあるので、後ほどごらん願いたい。

6、平成30年度の実施内容は、今後も認知症の高齢者の増加が見込まれ、早期対応や早期の気づきの啓発が重要となること、また、本事業では相談医に従事していただいた先生方に連絡会を開催して意見等を伺っているが、相談医からの意見等から、地区型の相談会の充実等を実施していく予定である。平成30年度は地区型の相談会の実施箇所数や啓発型の対象人数を拡大し、従来型の相談会は回数を変更して、次のページの表のとおり実施する予定である。なお、平成31年度以降については、平成30年度の実施状況を踏まえて、相談医の意見を伺いながら効率的な運営に向け、平成30年度中に検討したい。

次のページに平成30年度の実施回数等が記載してあり、別紙には、この間、3年間のもの忘れ相談会の従来型、啓発型、地区型の実施内容、回数等について移行の状況を記載した。

最後のページは、平成30年度の実施回数や人数に変更のある箇所に下線をつけた。

○会長 質問、意見等はあるか。

○委員 今回の、特に認知症の初期の方々の資料No. 4の取り組みは素晴らしいと思う。3年前から始まっているようであるが、初めは医師を使って年に1回、そしてだんだんに5回で数をふやすと同時に、初めは5カ所の世田谷区の総合支所で実施し、最近では、あんしんすこやかセンターの単位で実施している。そうすると、今、まだ玉川がないので、29のあんしんすこやかセンターを中心にして、その地域に認知症の人は、今、世田谷区の公式の数字では2万1000人、MC I、予備軍の方が同数と言われている。

多分この調査、この状態では、予備軍か予備軍の前の方たちが出てくると思う。それは早期発見、早期支援においては素晴らしいことで、ただ、私が危惧して問題に思うのは、この方々が、あなたはまだ認知症ではないが、だんだん物忘れが出てきて、そして、少しずつ同じことを何回も言ったり、出てきているが、そう言われた家族、本人が、では、それを地域の中でどうやって過ごすかが一番大きな問題だと思う。

もしそうであるならば、その方たちがどこで過ごせばいいのか。そういった方は何もなければ閉じこもりになるだろうし、家族の方も、何とか出したいが言うことを聞かない。本人にとってはつらいことであるから、だんだん閉じこもりで、そこで参加しやすい、外に出やすいプログラム、例えば今現在、世田谷区が実施しているもので言えば体操がある。筋力アッププログラム、運動やウォーキングは効果があると言われているが、そ

れ以外のものは多数あっても、はっきりとした結果は出ていないプログラムを区が見つけて、認知症カフェで地域の中の友達づくりが始まれば安心だと思う。

ただ、認知症カフェといっても月に1回であるし、月に1回参加するだけでも大変であるが、その中でも何年もやっているところは、もう大体なじみの方が出てきて、その方たちが行う方向性は出てくるが、これから長い時間をかけて調査をすると、それこそ数が多くなってきたときのプログラムを区としてつくってほしい。

今、私どもが小規模の比較的元気な人、認知症にはまだぎりぎりの方、鬱の方がいるプログラム、デイサービスがちょうど1年になるが、先日入ってきた60代の男性が自転車で15分程度の地域に住んでいて、少し認知症が入って始まっている。同じことを繰り返すのと、自分にすごく不安があるので、来ていただいて食事をつくったり、片づけをしたり、すごくよくできる。自分はこういったところに行きたい。奥様もそのフォローで、連絡して主人が行くのでよろしくと言うが、介護保険ではない。支援でもない。どうしてと言うと、主人も嫌がるし、私も介護保険の認定者にしたくないと。

多分これからそういう方たちは、自分は多少はおかしい、多少は認知症という言葉が出てきたとしても認定されたくない、家族もという方が出てきたときに、では、その方々はどうやってプログラムに、無料のところだったらいいが、私どもは介護保険だから費用は500円にしている。本当にボランティアである。調理の食事代は1000円いただいているが、今後、もう少しそういった方々が安心して、介護職とか、ある程度わかっている方々が参加するプログラムが、例えば認知症カフェにおいてもある程度わかっている方のところにそういう方が来て、人間関係をつくる、月1回ではなく毎週あるものをつくるには、最終的にはお金はどこから出てくるのかと思いながらボランティア的に実施している。今は1人だけなのでそれでいいが、数が多くなってきたときに支援する方策もつくってほしい。

○委員 今、委員から、もの忘れチェック相談会はすばらしいという意見があったが、その後、予備軍の方々が、もしかしたらということでひっかかった場合、その方が変わらず健やかに、より長く地域で暮らしていけるために、地域のきずなや支え合い、居場所、とまり木といった概念が大変重要である。

そういう意味で、1つは、社会福祉協議会が地域の方々が取り組んでいるところを応援している、いわゆるサロンやミニデイ、もちろんこれは地域デイも含めてかと思うが、こういった数の部分に取り組んでいくとともに、地域の担い手である方々にも、例えば認知症に対する理解、認知症状に関する認識といった部分も、社協としては支援の一環として

取り組んでいく必要があると改めて感じた。

啓発型であれ地区型であれ、例えばこういったときに、できれば社協にも地区担当を中心に声をかけていただき、地域でのとまり木、集い、気楽な居場所があるということも、できればPRも含めてやらせていただければ、より取り組みの趣旨が上がっていくと感じた。

また、第7期の計画の別紙2の冊子であるが、143ページに支えあい活動等の状況を平成29年4月1日現在としてデータの資料を掲載した。ここに、社協に関して言うと、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイが表の横軸の中央あたりから地区ごとに出ていて、現在、ふれあい・いきいきサロンが547、支えあいミニデイが77ということで、サロンについては2時間程度、これは1つの目安であるが、地域の方々の手弁当の活動になり、社協は運営助成金等、あとは活動を検討、支援させていただいている。

そして、支えあいミニデイが、もしかしたらこれより、もの忘れチェック相談会事業との連携が図れるかと思うが、ミニデイが77団体、4時間程度、間に可能な限り昼食を挟むとのことなので、ともにつくることもよし、ともに食べながらざっくばらんな話し合いができたりということも考えられるということで、社協としてもこういった事業との連携をぜひ図らせてほしい。

○委員 もう1つ、先ほど言い忘れたが、今、社協が言われたので、区の新しい総合事業の取り組みとも一緒になると思うが、今、区が非常にいい取り組みで、認知症の始まりの方々を区の中で早くというのは非常にいいが、先ほどの私の言いたかったのは、地域の中に、そこに居場所づくりとして、その方たちが安心してできる場所は、月1回か2回ではなく、最低でも週に1回か2回ぐらいである。

そうすると、このプログラムの中では地域デイサービスが、今、週1回である。私どもは地域デイサービスを始めて1年未満であるが、食事づくりをする方がたくさんいらして、要支援の人を欲しいが、なかなかいらっしやらない。場所が遠いと言われて、そんなことないでしょう、駅まで迎えに行きますという方々もいる。地域デイサービスのメンバーが行っているが、いつも1人か2人で、その方たちが2人とも休んでしまうとお休みする。どうして休むのと聞いたら、補助金が出ないと。ちょっとそれはおかしいのではないかなと思いながら、あんしんすこやかセンターに少し置かせてくださいと、いつもいつも言い続けている。

そうすると、こうやって区で出てきた方々がいろいろなプログラム、社協ももちろんい

いと思う。食事を食べに行くのも1つであるし、カフェのようなおしゃべりも、できるだけ月に1回ではなくて、そろそろ従来型、試行型と、しっかり調査ではないが、こういうふうに、あんしんすこやかセンターを通して少し変な方が早目に出てきて、数をふやしていく人数があるのであれば、受け皿も早く何とかしないと、人数だけふえて受け皿が遅い。

○介護予防・地域支援課長 認知症の施策については、早期発見にこれまでかなり注力してきて、世田谷区でも実施してきたが、前回も委員から御指摘いただいて、MC Iかもしれないと、認知機能障害で認知症までは診断はつかないが予備軍かもしれないという人たちへの支援策を具体的に考えていかないといけないのではないかという御指摘もいただいたので、第7期の計画については、66ページに認知症施策の総合的な推進の第7期の取り組みの記載をさせていただき、中間のところから認知症予防の事業もこれまで実施してきているが、軽度認知障害への対応ということで、さらに記載をさせていただいた。

この間、民間ベースでもMC I、予備軍の方への支援や取り組みも幾つか行われているとのことであるので、リハビリテーションモデルなどの取り組みに関する好事例や、今、それこそ委員のところでも実施してくださっている内容なども参考にさせていただき、情報収集を行いながら早期支援が行えるような体制づくりを検討したい。

○副会長 資料No. 3、2の(1)に、もの忘れ相談の拡充と認知症在宅生活サポートセンターという名称が出ていて、先ほどの第7期の事業計画でも66ページ、67ページに認知症在宅生活サポートセンターが記載されているが、これは平成32年に梅ヶ丘の拠点ができるときに開設するというので、いろいろなところがこれから開設に向けたというようなことが書いてあり、今のにつながると思うが、どういう事業計画のことか。

特に、あんしんすこやかセンターや地域のケアマネジャーの後方支援の機能ということが書かれてあるが、具体的なことがわかれば説明してほしい。

○介護予防・地域支援課長 認知症在宅生活サポートセンターについては、平成25年度に構想を策定して、この間、開設準備に取り組んできた。センターで実施をする事業については開設を待たずに先行してスタートするというので、区の直営で事業の新規の立ち上げ等にこの間取り組んできた。

具体的には、今の認知症初期集中支援チーム事業や御家族への支援、家族会の運営相談等も含めて御家族への支援や普及啓発、情報発信の機能ということで、センターの構想の検討の段階でも単なる情報発信ではなくて、認知症に関する割と先進的な情報や取り組み

等も発信して行ってほしいという意見もあり、そういったことに取り組んでいく予定である。

また、今の初期集中支援チームも含めて、いろいろなあんしんすこやかセンターやケアマネジャーの個別の対応の相談なども受けていける体制をとっていくことを今、想定していて、センターの運営事業者については、準備体制を早目にとらせていただきたいということで、今年度公募選定を行い、委託先がこの間、決定した。平成30年4月から委託法人によって先行して事業の取り組みをスタートする予定で、平成32年4月に向けて業務量の拡充等も順次行いながら、梅ヶ丘の新たにできる拠点については平成32年4月に引っ越しを事業者のみさせていただき、新たなセンターの開設を始める予定である。

○委員 身上監護と言えいいのか、身の回りのこと等で、地域で認知症になられた方も生活できるようにという形で、知恵を絞って実行に移しているのは理解したが、権利擁護の関係がどうなっているのか疑問に思った。

身の回りのこと、日常生活をしていかれることは重々わかるが、実は私は、こちらに伺う直前に、ある高齢者のお宅に伺った。その方とは月に一度やりとりをさせていただく形で、認知症ではないが、かなり御高齢になっていて、おつき合いを10年ぐらいさせていただいていたが、びっくりしたことにオレオレ詐欺にひっかかっていた。

この人は独居老人なのか、独居老人としてどのくらいの預金を持っているかということのをうまい手で尋ねてくる。警察の名前を使って、実は今、泥棒を捕まえた。そうしたら、その泥棒のデータの中にあなたの通帳のデータが入っていた、もしかしてその通帳から引き抜かれているかもしれないので、今の残高を教えなさいと言われ、完全に警察の方だと思って残高を教えてしまった。次に電話がかかってきたのは銀行の人で、警察からこういう電話を聞いているが、今の残高はあなたが言われた残高と変わりませんと。なぜそんなにつながるのだと思って、すぐに警察に電話したら、そういう刑事はいないと。間違いなくターゲットにできるお年寄りだとわかっているということで、これからその方をターゲットにいろいろやってくると思うが、高齢者に向けた消費者被害である。

御本人の資産がなくなれば、どうしても介護保険料等のお金も出せなくなってしまう場合もあるし、施設に入りたいと思っても入れない場合もある。身の回りのことや、地域で生活していく実質の問題ももちろん大事で、それが一番大事なのだろうが、そういう被害、権利擁護の部分を考えずに進めていくと、生活していく上でもととなる資源がなくなってしまう。お年寄りに言わせれば死に金がなくなってしまう、御本人の心も体がらっ

と転げ落ちて低下していくのを私は多数見ているので、この認知症在宅生活サポートセンターなどにも権利擁護の部分も、できれば忘れないで入れてほしい。

○介護予防・地域支援課長 権利擁護については、もちろん先生も御存知のとおり、まず、あんしんすこやかセンターが相談を受ける体制になっていることと、世田谷区の成年後見センター等があり、少し役割分担させていただいているが、実際、あんしんすこやかセンターのいきいき講座等で警察にも御協力いただき、詐欺被害防止の普及啓発を実施するほかに、今、先生にお話しいただいたような、具体的に今、地域で起こっていることの情報提供も警察から得ている。

御指摘いただいたとおり、サポートセンターについても、どういうことが地域で起こっているか、高齢者の権利擁護については非常に重要な内容だと認識しているので、センターの運営職員にも認識を持っていただけるように注意喚起や話をしてまいりたい。

○高齢福祉部長 通話が録音されているとアナウンスする機械を警視庁が高齢者に配付している。録音機については、警視庁と区の危機管理室で分配して予算があるので、希望者全員にではないが普及に努めている。

本日私が電話した方は、この電話は録音されているとアナウンスする機械を使用していたが、私は初めて聞いた。電話ではそういうことで、ひとつ予防できる点もあるかと思う。しかし、訪問してきた場合は結構リストが回るとか、印をつけていくとか、カモリストと言われているが、地域の中でそういうものが出回っているとか、その家に似合わない工事をしている等が印となって、そういうところは次から次に被害に遭っていく点もあるので、地域での見守りという中でも、そういう点も取り組みをさらに充実していきたい。

○委員 録音の電話の件で、ついていだから安心ということだけはやめてほしい。私のかかわっているお年寄りも皆、電話の録音機能をつけている。しかし、その録音を次に誰かが再生して、これは何かというのが判断できる人がそばにいない限りは、幾ら録音しても、ひとり住まいのお年寄りのために被害を防いでくれる方はいない。だから、録音機能の電話が入ったから安心というのは余りにも安易だと思う。

本日も警察と相談して、録音機能を入れようかという話もあったが、必ずしも警察ですぐに対応してくれるわけでもない。区の担当課に電話して、予算もあるから何カ月待ちとか、すぐにつかない場合もあるしと。今言われたように、高齢者でひとり暮らしでお金があるというのは、もうそれなりの名簿が全部売られているので、1つ箇所をたたいたからといって、ほかの名簿を持っている人たちが悪用しないとも限らない。一回被害に遭われ

た方は次々に被害に遭うので、甘く見ないでほしい。

○会長 私の住んでいる地域では携帯電話に情報が入るようになっているが、そういう地域にお住まいの方はいないか。

多分、市が実施しているサービスで、PTAの関係で昔入ったものがそのまま生きていると思うが、大体毎日1件ぐらい、何々町に今こういうオレオレ詐欺の電話が入っているみたいなものが、2日に1回は必ず入ってくるぐらいの頻度でメールが来るので、それを見るたびに大丈夫かなと思っているが、地域全体で情報共有できると、私は両親は近くにいないが、近くの民生委員や、あんしんすこやかセンターの職員が、あの人は大丈夫かなと常に頭をよぎり、ちょっと声をかけてみようということにもなるかもしれない。

安心安全メールとかというもので、子供たちの犯罪を防止するのが主な目的で、最初にできているが、最近はそのような情報ではなくて、もうほとんどオレオレ詐欺系の情報が入ってきている。

○生活福祉担当課長 区でも安全安心メールみたいなものは危機管理室で実施している。先日も民生委員の会長協議会に警察の方に来ていただき、先ほど委員からあったが、劇場型で、昨日もニュースで中学生が金融庁の職員のふりをして行ったという話も出ていたが、そういった詐欺を行う人たちは、ごく狭いエリアを複数回っていくというようなところがあるので、ぜひそういうところは気づいたらすぐ110番をしてほしいという話があり、そうすると被害の拡大が防げるということであった。

あと、消費生活課では、そういったことへの出前講座を実施している。よくあるのは、屋根の修理をしないとすぐ雨漏りになって大変だとか、押しかけで金品を買い取ってしまうような被害もあるとのことなので、そういったことがあればぜひということで、講座の活用も含めて民生委員にも広く知っていただき、もしそういったことに気づけば、すぐあんしんすこやかセンターなり警察なりという形で民生委員も認識していただいている。

先ほど部長が言われたように、そういった気づきというところで、高齢者の見守りという部分では、皆さんにそういったところも実施していただいているし、先生にいつもお世話になっているが、成年後見の制度の利用が広がれば違法な契約も解除できる。本日の第7期の計画であるが、権利擁護の推進という中でも、成年後見制度の普及啓発も含めて取り組んでいきたい。

○会長 安心安全メールは世田谷区で登録している人は多いのか。知らないような雰囲気であったが、余り普及していないのか。

○高齢福祉部長 調べておく。

○会長 P T Aから入ってもらいと、ずっと生きているし、民生委員等から地域の方にも口コミや回覧板などで回していただくと、スマホではなくても普通の携帯にも入ってくる。

○委員 もの忘れチェック相談会のことで気になった点があったので伺いたい。

別紙の平成29年度のところの縦の表と、従来のところでの従来型、試行型①啓発型、試行型②地区型というところで、定員数に対してどのぐらい人が来ているかを見たが、定員数に対してある程度の人数が集まっていると思った。

誘い出すほうはすごく大変ではないかと感じた。1つは、こういった形でこういったところに来ませんかという形で誘い出して、どれだけの方が参加していただけるのかというところで、あんしんすこやかセンターのほうでも誘い出しが大変ではないかと感じている。

今後、拡大する事業になるかと思うが、現在、誘い出しはどのような形で実施しているのかが1点と、今後、拡大するに当たってどのような形で誘い出しをしていくのか。ある程度こういった方々を見つけるといっても、あんしんすこやかセンターはアウトリーチ機能はあるにしても、実態把握という形で限られた形で実施していると思う。

M C Iの方を含めて見つけるというところも、ある程度限度があるのではないかと感じているので、今後、そういった形で関係機関、以前は例えば基本チェックリストを医師会での健康診断のときにお配りして、全体的な網の目をかける、網の目という言い方はよくないかもしれないが、そういった形を実施しているということはあったが、今後、何か関係機関との連携や拡大に当たっての方策、何かプラスアルファになるものはあるか。

○委員 もの忘れチェック相談会は、ちょうど今年度、奥沢地区が地区型を実施しているので感想を述べたい。

奥沢地区がなかなか玉川地域の地域型に、今まで遠くで、お誘いしても行きたいという方がいなかった現状があり、地区の中で実施していただくと気軽に、いつも来ているあんしんすこやかセンターの場所で実施しているということで、私どものセンターでは実施してもらってよかった。

誘い出しの方法は、今、オレンジカフェを開始したこともあり、オレンジカフェのところでお誘いしたり、興味がある方はお誘いして、同じ場所だから行ってみようかなとか、誘い出しも地区の中でやっていただくと、とてもやりやすかった部分があり、来年

度は子どもは対象ではないので残念である。

○介護予防・地域支援課長 相談者の募集についてであるが、従来型で、各総合支所で実施しているものと、啓発型の2つについては「区のおしらせ」に掲載して、特に従来型については、区役所に直接申し込んでいただいて予約の受け付けを実施していて、最初に相談を担当して下さる先生方も、自分で予約して自分で来られるのだから心配ないだろうとおっしゃっていたが、実際にふたをあけてみたら、相談に来られて一度受診してみたらと勧められた方が、その後、受診されたかどうかなども含めてモニタリングを、あんしんすこやかセンターに御協力いただいて実施している。相談に来られた方の、従来型ですと大体3割から半数ぐらいが一度精密検査に行ってきたというので、先生方からお勧めがあり、なおかつ、相談に来られた方のうちの1割ぐらいが、認知症の診断名がついて病院から帰ってくるようになった。

子どもも最初、先生方が大丈夫だとおっしゃっていたが、結果等も報告したところ、自分で予約ができていてからと決めて決して安心ではないということ、先生方も、これは大変なことになったと言っていたので、相談事業については実施をしていく必要があるのかなという認識を新たにしました。

地区型については、予約をどうするか、あんしんすこやかセンターの皆さんとも相談させていただいたが、気になる方をピンポイントでお誘いしたいと、あんしんすこやかセンターからも意見をいただき、あんしんすこやかセンターで実施をする地区型については広報に掲載せず、あんしんすこやかセンターのほうでお誘いをかけていただいている。人数は定数がそもそも1回3人までということで、小ぢんまりとした相談会を実施させていただき、参加人数についても、お2人ぐらいという地区もあったが、心配な方は、あんしんすこやかセンターがお声かけいただいているので、精密検査を勧める方の割合も非常に高くなっている。

○委員 安心した。

なぜかという、お話ししたのは、いろいろな機関からの普及啓発ができるというかなというところで、例えば医師会だったり歯科医師会だったり薬剤師会から、こういった形でのお話はお聞きすることはあるのかなということだったり、逆に言うと、そういったところから、個人情報のところはあるかと思うが、ある程度いろいろな機関から、こういったことに参加しないかと言うことができたなら一番いいと思った。

○会長 議題5、平成30年度における保険者機能強化推進交付金について事務局から説明

願う。

○介護予防・地域支援課長 資料No. 5をごらん願いたい。平成30年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について説明する。

1枚目の1ページ目に記載のとおり、この推進交付金については、先般成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、国が市町村及び都道府県に対して自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するため、予算の範囲内において交付金を交付するという事で定められたものである。

なお、この交付金の仕組みについては、下段であるが、各市町村において地域課題への問題意識を高め、地域の特性に応じたさまざまな取り組みを進めるということ、またさらに効果的に発展していくことを目指していくということで、地域包括ケアシステムの発展をさせていくことが重要であるという考えに基づくものとなっている。

2ページであるが、第1に、交付額の算定方法等を記載してあるが、中段の米印の部分で、市町村分と都道府県分の合計で国については200億円の予算規模を確保しているとのことである。また、都道府県分については約10億円程度とすることを想定しており、市町村分については、10億円分を除いた額を市町村分に充当する内容となっている。

2の、その下であるが、市町村の取り組みを評価する指標を国があらかじめ定めており、その指標については、おめくりいただいて、3ページのその次であるが、横長で交付金に係る評価指標というもので一覧で示している。全部で55項目、そのうち地域包括支援センターに関するものが15項目となっている。参考までに説明すると、今の横長の一覧であるが、各ページ横長で見ていただくと、右下にページ番号が振ってある。地域包括支援センターに係る部分については、とじ込みで見づらくなっているが、5ページからが該当する評価指標となっていて、左上に(3)地域包括支援センターと書かれている項目の指標が、次の6ページ、7ページまでで①から⑮まで全15項目となっている。

一例であるが、①として、地域包括支援センターの体制に関するもので、例えば介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種、先ほどの条例改正の部分でも説明したが、この3職種の配置を義務づけているかどうかとか、次の②で地域包括支援センターの3職種が1人当たりの高齢者数の状況が1500人以下となっているかどうか、③で地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者、この場合、区になるが、報告や協議を受ける仕組みを設けているかといったような細かい内容が全部で15項目記載されている。

7ページの⑩以降になるが、先ほど御質問にも出た地域ケア会議に関する項目も、かなり具体的に細かく設定されていて、例えば⑩だと、個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度かといったことで、要は、介護保険の受給者数のうちの相談件数が何件というふうな細かい指標があり、世田谷のように受給者数の非常に分母の多い自治体では、ここの充足率、パーセンテージは非常に低くなるということは、これをごらんいただくとおわかりいただけると思う。

また、⑫では生活援助の訪問回数の多いケアプラン、生活援助ケアプランの地域会議での検証が、今回、国からも言われていて、こういった実施体制を確保しているかどうかといった項目なども記載されている。各項目の配点が1項目当たり最高10点で、これの足し算で、要は採点をされてランクづけが恐らくされるのであろうと見込んでいる。

3ページ目の第2、保険者機能強化推進交付金（市町村分）の性格であるが、この保険者機能強化推進交付金については、先ほどの恐らく点数で、細かい成績内訳等については示されていないが、これらの交付金については、成績がつけられた上で、国や都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、活用することとすると定められており、国から交付金が支給された後は介護会計のほうに充当することが定められている。

また、交付金については、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、交付金を活用して地域支援事業、また、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取り組みを進めることになっている。

もう1点申し添えるが、先ほどの地域包括支援センターの評価指標の中で、指標の5ページの⑤であるが、⑤については、毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し、改善しているかといった指標もあり、こちらの運営協議会の役割などについても規定をされている。

○会長 質問、意見等はあるか。

新しい国の取り組みで、市町村ごとに格差をつけて競争させる取り組みだと思うが、世田谷区は①から⑮の中で特に頑張らなければならない項目はあるか。

○介護予防・地域支援課長 事前に国から少し案も示された段階で、少し私どもも内容を見させていただいて、実際に、要は、10点がいただけるかどうかといったようなことの内部検討もさせていただいた。私どもで、ここが正直厳しいと考えている点について、この

間いろいろ世田谷区でも、あんしんすこやかセンターの皆様にも御協力いただいて、さまざま実績報告を出していただいたり、地域ケア会議等の状況についてもお知らせをいただいているところで、情報共有には努めているが、例えば④のところで、介護サービス情報公表システム等において管内の地域包括支援センターの事業内容、運営状況に関する情報を公表しているかといった規定がある。

区のホームページでは、あんしんすこやかセンターの情報は全て公開しているのですが、住民への公表はしているが、指定されている情報公表システムの登録が今現在まだ完了していないので、早急に登録を行う予定であるが、代理の別の区の情報の、世田谷区のホームページで公表しているということで認めていただけるかどうか等、グレーな部分がある。

また、例えば、次のページの⑧に、管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理、分類した上で、経年的に件数を把握しているかといった項目がある。あんしんすこやかセンターに介護支援専門員、ケアマネジャーから相談があった件数については対象別ということで把握させていただいているので、数は把握できるが、内容の細かいところまでは今現在整理、分類まではできていない。こういったものについては、例えば、あんしんすこやかセンターに例月で送っていただいている実績報告があるが、そういったものの中に内訳をつくらないと恐らく把握は無理であろうと事務局では考えているので、今後、あんしんすこやかセンターの職員の意見などもいただきながら様式、マニュアル等の整理をして、実態を把握できるようにする必要がある。

数はわかるが、もう少し詳細に把握するための方策を考えなければいけない項目が数点ある。

○会長 やらなければいけない作業がふえる側面もあろうかと思うが、あんすこの風もとてもよくできているし、今まで実施しているものに少しプラスアルファすれば、多分10点はいただけると思う。

○介護予防・地域支援課長 事務局より報告させていただく。

まず、その他、(1)あんしんすこやかセンター運営事業者の選定について報告する。

資料No. 6を参照願いたい。

あんしんすこやかセンター運営事業者の選定については、前回の運営協議会で報告させていただいた。今般、あんしんすこやかセンター運営事業者の選定について、募集要項の公表、公告を行ったので、改めて今後の具体的なスケジュール等を報告させていただく。

資料No. 6のうち、主旨あるいは選定方法、要件等については前回説明しているのですが、

最後の3ページをごらん願いたい。

3ページの8の今後のスケジュール（予定）であるが、プロポーザル募集の公告については、3月6日に区のホームページ等で公表させていただいた。また、22日に募集要項についての説明会を開催した。現在、まず最初の手挙げとして参加表明書を提出いただき、27日で締め切った。この後、参加表明に基づいて、4月下旬に向けて事業提案書を各応募者には御用意いただき、4月26日までに事業提案書を提出していただく予定となっている。この提案書の提出に基づき、4月から7月にかけて選定委員会を実施して、事務局による実地調査、委員会での書類審査、面接審査等を実施していただく予定である。その審査の結果に基づき、8月に次の地域包括支援センター運営協議会を開催したい。ここでは選定結果の確認を皆様にしていただく予定である。運営協議会の後、9月に議会に選定結果の報告をさせていただき、事業者にも結果通知をし、結果公表をさせていただく予定である。10月からは事業開始準備を進め、選定後の新たな体制での委託については平成31年4月からの予定である。

次に、3の(2)船橋あんしんすこやかセンターの移転について、資料No. 7のチラシを参照願いたい。

船橋あんしんすこやかセンターが、船橋まちづくりセンターの改築工事の完成によって平成30年4月23日より新たにまちづくりセンター内に移転して開設する。全27地区のうち20番目の一体整備となる。

住所等は、手元のチラシのとおりである。

一体整備の今後の予定は、資料No. 3の先ほどの参考資料に記載しているので、あわせて確認願いたい。

最後に、参考資料として、その他の記載はしていないが、参考資料の地域包括ケアの地区展開における平成30年度のあんしんすこやかセンター事業についてをごらん願いたい。

これは12月の運営協議会の際に報告した内容となっている。この4月から、あんしんすこやかセンターで新たに取り組んでいただく在宅療養相談窓口の取り組みについて、資料No. 2から新規事業として記載している。

あんしんすこやかセンターの在宅療養相談窓口については、区民や事業者等からの入院、転院、在宅復帰等に関する医療介護相談支援、地区連携医事業、在宅医療の普及啓発等の事業を実施していただく予定となっている。参考までにごらん願いたい。

第6期の運営協議会の委員の任期が平成29年度末をもって終了する。会長を初めとして

委員の皆様には2年間にわたり大変お世話になり、感謝する。

この運営協議会は平成30年度以降も引き続き開催させていただく予定である。平成30年度以降の委員については、改めてそれぞれの委員にも相談させていただき、各団体等とも御相談の上、決めてまいりたい。

平成30年度の第1回目の日程については、先ほどあんしんすこやかセンター運営事業者の公募選定のスケジュールで説明したとおり、8月ごろを予定しているが、委員が決まり次第、改めて日程調整させていただく。

これまでお世話になった委員の皆様には感謝する。

高齢福祉部長より皆様に挨拶させていただく。

○高齢福祉部長 本日は、年度末の大変忙しい中、御出席いただき感謝する。

今、説明させていただいたように、委員の皆様におかれては2年間にわたり委員をお務めいただき感謝する。この間、世田谷区におけるあんしんすこやかセンターの充実、発展、適正運営に向けて、さまざまな御意見、御審議をいただき感謝申し上げる。先ほどの成果指標の中で、この運営協議会の役割もますます重要になってくる。

この2年間は、平成28年7月から地域包括ケアの地区展開の全区実施、これは先ほどの船橋にあるように、まちづくりセンターにあんしんすこやかセンター、社協が一体整備するもので、高齢者だけではなく障害のある方、子育て中の方、あらゆる方、地域の福祉の困り事の相談を受ける窓口でスタートしている。また、平成28年4月からは介護予防・日常生活支援総合事業もスタートした。しかし、従来相当のサービスが中心となっていて、支え合いのサービスまで、いま一步目標に達していない状況ではある。全国的にもなかなか厳しいと聞いているが、スタートはできてきていると思う。

また、認知症の予防と支援の取り組み、在宅医療、介護連携の取り組み等、あんしんすこやかセンターの機能強化や新たな事業、施策に向けて、さまざまな御意見、活発な御議論をいただき感謝する。おかげさまで第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も策定できた。

先ほど成果指標の中で、2025年に向けた認知症の方の推計値や要介護認定の推計値も出すと、各項目ごとに2点もらえるというので、今、出ていないが、急遽、将来推計という項目をこの第7期高齢介護計画に追加して取りに行こう、できるだけいただけるものをいただくという形で取り組んでいこうとしている。

今後、この第7期の高齢介護計画に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化とい

うふうに言われているが、取り組んでまいりたい。その中の中心的役割を担っていくのがあんしんすこやかセンターになると思うので、また、さらに引き続き皆様方にも委員としてお引き受けいただき、御意見等をいただきたい。

本日御指摘いただいた中に、保険料が高いのではないかという意見もあった。この中には、1つは、世田谷区の要介護認定率が高いという問題がある。要介護認定率がなぜ高いかは、何年も考えているが、なかなか結論が出ない部分がある。75歳以上の高齢者の割合が高いのも1つにあらうかと思う。また、ひとり暮らし高齢者の方が多いということ、それと、サービスが充実していることも1つ要因ではないか。しかし、認定申請にいらっしゃる方も多いのではないかということで、また、これから第7期、どうして世田谷区はほかよりも認定率が高いかというのは、さらに分析をしていかなければならない。

また、御指摘いただいた、あんしんすこやか歯科検診を初め、介護予防の取り組み、お口の中から体の健康もさらに取り組んでいく必要があるかと思う。したがって、普及啓発に努め、地域、あんしんすこやかセンターの皆さんとともにPR活動をしていきたい。

その中で、先ほど、もの忘れ相談会も、出てこられない方をどう引っ張り出していくか、また、予防活動にどう引っ張り出していくかは本当に悩ましいところではあるが、世田谷には、先ほど社協からも説明していただいたように、サロンやミニデイ、住民力が大変高い地域だと思うので、そういう活動とともに地域の中での支え合いを取り組み、医療関係者の皆様、事業者、区民の方々とともに、いつまでも世田谷で住み続けられるような取り組みを皆様方と力を合わせて取り組みたい。認知症の方々の取り組みや消費者被害の防止等、一方、ひとり暮らしの孤立死の問題等もまだまだ高い状況にもあるので、いろいろ課題を抱えているところかと思う。また、いろいろな活動は活発であるが、それをどこで行っているかが見えないのではないか、そういう活動を見える化していくことや、利用につなげていくことも重要だと考えている。

今後さらに、あんしんすこやかセンターに寄せる期待もますます高まっていくと思うが、区も一緒にしっかりと取り組んでまいりたい。

なお、私は4月以降も引き続き高齢福祉部長を務めることになったので、よろしく願いしたい。

○会長 世田谷区地域包括支援センター運営協議会を閉会する。

午後8時48分閉会